



つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 9 月 2 9 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第 34 号

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 24 年つくばみらい市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「、盛土及び堆積（自ら行う製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除き、一時堆積を含む。）」を「、盛土、堆積及び埋め戻し」に改め、同条第 4 号中「埋立て等」の次に「の用」を加え、「土地の区域」を「区域」に改め、同条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条第 7 号中「土地の埋立て等の請負契約の注文者又は請負契約」を「請負契約等により土地の埋立て等を依頼する者又は請負契約等」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 8 号中「を含む。」をいう」を「等を含む。」及び当該土地の埋立て等を行う者をいう」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 9 号中「。以下同じ」を削り、同号を同条第 8 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(9) 近接する土地 事業区域の境界線から 50 メートルに満たない距離で接近しているものをいう。

第 4 条第 1 項中「事業施工者」の次に「（以下「事業主等」という。）」を加え、同条第 2 項中「事業主及び事業施工者」を「事業主等」に改め、「、苦情」の前に「、常に施工状況を把握し、事故の未然防止に努め、あらゆる事態に対し危機管理をもって対応する。なお」を加える。

第 5 条中「事業主及び事業施工者」を「事業主等」に改める。

第 6 条中「事業主に対して」を「土地の埋立て等を行う者に」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（土地の埋立て等の許可）

第 9 条 事業主等は、事業区域の面積が 5,000 平方メートル未満の土地において、当該土地以外の場所から土砂等を搬入し埋立て等を行う場合は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 法人又は個人に関わらず、建築基準法の規定により建築確認が得られた一般住宅、店舗、事務所、その他の建物等を建築する場合において、その事業区域の面積が 500 平方メートル未満であり、搬入土量が 500 立方メートル未満である場合。た

だし、この場合の土地の埋立て等は、関係法令等の許可取得後に行うものとする。

- (2) 当該事業区域内において採取された土砂等のみを用いて行われる当該事業区域内での土地の埋立て等
- (3) 採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の認可を受けた採取場から採取された碎石又は砂利のみを用いて行う土地の埋立て等
- (4) 規則で定める法令（茨城県の条例を含む。）の規定による許可、認可等を受けた事業に伴って行われる土地の埋立て等であつて、規則の定めにより市長に届け出たもの
- (5) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (6) 災害復旧のため必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

第10条第1項中「事業主（以下「申請予定者」という。）」を「事業主等」に改め、同条第2項中「、申請予定者」を「、事業主等」に改め、同条第3項中「申請予定者」を「事業主等」に改める。

第11条第1項中「申請予定者」を「事業主等」に、「の内容について説明会を開催しなければならない」を「に関する説明会を開催し、規則で定める事項について説明し同意を得なければならない」に改め、同項ただし書中「することができる」を「し同意を得なければならない。なお、市長が認める場合については、事業主等が提出する理由書をもって同意の提出に代えることができる」に改め、同条第3項中「申請予定者」を「事業主等」に改め、「内容」の次に「及び」を加える。

第12条中「申請予定者」を「事業主等」に改める。

第13条中「申請予定者」を「事業主等」に、「、その」を「、規則で定める同意書により」に改める。

第14条第1項中「事業主」を「事業主等」に改め、「記載した」の次に「規則で定める」を加え、同項第1号中「事業主及び事業施工者」を「事業主等」に改める。

第15条中「事業主」を「事業主等」に改める。

第16条第1項中「（一時堆積に係るものを除く。）」を削り、同項第1号中「同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号」を「同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、第14条及び第15条の規定により、許可を受けようとする事業主等が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、許可しない。

- (1) つくばみらい市暴力団排除条例（平成24年つくばみらい市条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等である者
- (3) 法人でその役員のうち前号に該当する者がいる者
- (4) 暴排条例第2条第1号、第2号及び第3号に該当する者がその事業活動を支配する者

第17条第2項及び第18条中「事業主」を「事業主等」に改める。

第20条中「事業主」を「事業主等」に、「許可事業主」を「許可事業主等」に、「搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所を証する書面及び搬入する土砂等が安全基準に適合していることを証する書面を添付して市長に届け出なければならない」を「、事前に、搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所を証する書面を市長に届け出なければならない。また、土砂等の発生場所が変更される場合も同様とする」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第21条中「許可事業主」を「許可事業主等」に改める。

第22条中「許可事業主」を「許可事業主等」に改め、同条ただし書を削る。

第23条、第24条及び第25条中「許可事業主」を「許可事業主等」に改める。

第26条第1項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改め、同条第3項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改め、ただし書中「、許可事業主又は事業施工者」を「、許可事業主等」に改め、同条第4項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改め、同条第5項中「者」を「許可事業主等」に改める。

第27条第1項及び第5項、第28条第1項及び第2項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改める。

第29条第1項中「、許可事業主」を「、許可事業主等」に改める。

第30条、第31条、第32条第1項及び第33条第1項中「許可事業主」を「許可事業主等」に改める。

第34条第1項中「、許可事業主」を「、許可事業主等」に改め、「又は事業施工者」及び「の全部若しくは一部」を削り、同条第2項中「緊急の必要があると認めるときは、許可事業主又は事業施工者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な」を「の措置が緊急に必要であると認めるとき、また、第16条第1項第4号、第5号及び第6号に掲げる措置を講じる必要があると認めるときは、許可事業主等に対し、期限を定めて、当該」に改め、同条第3項中「許可事業主又は事業施工者」を「許可事業主等」に改め、「全部若しくは一部の」を削り、同条第4項中「許可事業主又は事業施工者」を「許可事業主等」に改める。

第35条第1項中「、許可事業主若しくは事業施工者」を「、許可事業主等」に改める。

第36条第3項中「職員は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第37条中「事業主又は事業施工者」を「事業主等又は許可事業主等」に、「の停止を命じ、又は」を「を中止させ、」に改める。

第39条第1項中「、許可事業主」を「、事業主等又は許可事業主等」に改める。

第42条第2号中「し、土地の埋立て等を開始」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前のつくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制

に関する条例の規定により着手している事業については、なお従前の例による。

- 3 施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。